

令和5年4月12日

排出事業者 様

環境部 環境政策課長

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出について（依頼）

那覇市内に所在する事業場において、前年度に産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定により、市長（当課）へ産業廃棄物管理票交付等状況報告書を提出しなければなりません。

産業廃棄物管理票を交付した事業者は、下記のとおり当該報告書の提出をお願いします。

記

1 報告の対象者

市内に所在する事業場において、前年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を交付した事業者

2 報告書の提出期限

令和5年6月30日（金）

3 提出書類

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号） 1部

※控えが必要な場合は2部提出してください。受領印を押印し、1部返却致します。

メールで提出した場合は、受領印を押印した当該報告書のPDFをメールで返送します。

郵送で提出した場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

4 提出の方法

- ・メール（環境政策課 naha\_k\_haitai001@city.naha.lg.jp ）
- ・当課窓口まで持参
- ・郵送

5 添付資料

- ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書（様式第3号）
- ・産業廃棄物交付等状況報告書の手引き

【お問い合わせ先】

担当：環境部 環境政策課  
産業廃棄物グループ 知花  
電話：098-951-3231(直通)